

出産祝商品券についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による不安のなか妊娠期や出産を経た子育て世帯を支援するために、国の特別定額給付金の支給対象とならない令和2年4月28日以降に生まれた子どもの子育てに要する費用として10万円分の出産祝商品券を支給します。

(1) 支給対象者

◎**支給対象児**…令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に出生した乳児で、出生後、本市の住民基本台帳に記録されていること。

◎**支給対象者**…令和2年4月27日時点において市内に住民票を有し、かつ、本出産祝商品券の支給決定日まで市内に引き続き住民票を有する支給対象児の母。ただし、支給対象児の誕生日までに本市に転入し、商品券の支給決定日まで市内に引き続き住民票を有する方も支給対象者としてすることができる。

※支給対象者である母が死亡した場合は、支給対象児と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者を支給対象者とする。

市独自の商品券事業
を実施します！

申請は不要です！！



©PI & ATP

(2) 商品券支給方法

支給対象者に商品券を郵送で
送付（申請不要）

※10月1日から随時商品券発送
予定です。

(3) 商品券の使用について

◎**商品券額面**…支給対象児一人あたり、商品券10万円分（千円券×10枚×10冊）

◎**使用期間**…令和2年10月1日～令和3年7月31日

◎**使用可能店舗**…商品券と一緒に使用可能店舗一覧表を同封します。

※商品券が不要の方は下記お問い合わせ先まで御連絡ください。**本出産祝商品券は、所得税法上の一時所得となります。**

〈お問い合わせ先〉

霧島市保健福祉政策課

TEL：0995-64-0904